大阪働き方改革推進会議　開催要綱

１　目　的

　　少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、働く方々のニーズの多様化に直面する中、働く方が個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会をつくる「働き方改革」の実行が急務である。働き方改革は、労働生産性の向上や就業機会の拡大、意欲・能力を最大限に発揮できる環境を通じて、成長と分配の好循環にもつながる。

　　そのため、政府は「働き方改革実行計画」（平成２９年３月）に基づき、働き方改革を総合的に推進している。平成３０年７月には、働き方改革の実行を裏打ちする働き方改革関連法が公布され、この中で、我が国の７割を占める中小企業における取組が不可欠であることから、関係者間の連携体制を整備すべき旨が明記された。

　　大阪府域においては、「大阪働き方改革推進会議」（以下、「推進会議」という。）が、政府の働き方改革実行計画に先んじた「大阪働き方基本方針」（平成２８年１０月）を政労使合意の下で策定し、働き方改革をけん引してきたが、大阪経済の再生に向け、更に働き方改革を府内全域に浸透させ、労働生産性の向上と働く方一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを推進するためには、府内中小企業・小規模事業者への支援の提供も重要となる。

このため、地域の関係者が幅広く情報共有や意見交換を行い、連携して取り組むことができるよう、今後、以下により推進会議を運営する。

２　推進会議の役割

　　大阪府域における働き方改革推進のための事業、広報、啓発を行う。

３　推進会議の構成等

1. 推進会議の参集者は以下のとおりとする。

①　構成団体

・議題に応じ情報共有、意見交換し、各種事業を主体的に実施するとともに、相互に協力し合うことで

事業効果を向上させる。構成団体は以下のとおりとし、それぞれの構成員は別紙のとおりとする。

・日本労働組合総連合会大阪府連合会　　　　　　・大阪府

・公益社団法人関西経済連合会　　　　　　　　　・大阪市

・大阪商工会議所　　　　　　　　　　　　　　　・堺市

・堺商工会議所　　　　　　　　　　　　　　　　・近畿総合通信局

・大阪府商工会連合会　　　　　　　　　　　　　・近畿財務局

・大阪府中小企業団体中央会　　　　　　　　　　・近畿厚生局

・大阪信用金庫　　　　　　　　　　　　　　　　・近畿農政局

・池田泉州銀行　　　　　　　　　　　　　　　　・近畿経済産業局

・りそな銀行　　　　　　　　　　　　　　　　　・近畿地方整備局

・関西みらい銀行　　　　　　　　　　　　　　　・近畿運輸局

・大阪府社会保険労務士会　　　　　　　　　　　・大阪労働局

②　オブザーバー

・専門的見地から意見を述べるとともに、各種事業について広報等の協力を行う。

③　その他

・議題に応じ説明者として、構成員の同意を得て、上記以外の者を参画させることができる。

（２）推進会議は、本会議及び実務者会議により構成する。また、本会議で必要と認めた場合は、作業部会を設置することができる。

（３）推進会議は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（旧雇用対策法）(以下、法という。)第１０条の３に規定する関係者の協議会として、中小企業における働き方改革の取組の推進に係る討議を行う。具体的な事項については、作業部会を設置して議論する。

４　討議事項

（１）働き方改革の実行にあたり、大阪府域の課題を踏まえて必要となる関係者の取組に係る方針決定、連携調整その他必要な情報共有・意見交換

（２）法第１０条の基本方針に定める施策の実施に関する中小企業・小規模事業者への支援策に係る方針決定、連携調整その他必要な情報共有・意見交換

５　庶　務

本会議の庶務は、大阪労働局雇用環境・均等部企画課において処理する。

６　附　則

　　本開催要綱は、令和元年５月２９日より施行する。